

## (7) 第3次対がん総合戦略研究

分野名	疾患・障害対策研究分野
事業名	第3次対がん総合戦略研究事業
主管部局（課室）	健康局総務課がん対策推進室
運営体制	国立がんセンターがん対策企画課研究企画室

関連する「第3期科学技術基本計画」における理念と政策目標（大目標、中目標）

理念	健康と安全を守る
大目標	生涯はつらつ生活
中目標	国民を悩ます病の克服

### 1. 事業の概要

#### (1) 第3期科学技術基本計画・分野別推進戦略との関係

重要な研究開発課題	「生活環境・習慣と遺伝の相互関係に基づいた疾患解明及び予防から創薬までの研究開発」、「がん、免疫・アレルギー疾患、生活習慣病、骨関節疾患、腎疾患、膵臓疾患等の予防・診断・治療の研究開発」、「治験を含む新規医療開発型の臨床研究」
研究開発目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2010年までに、個人の特性に応じた治療や創薬に資するよう、我が国における主要疾患の関連遺伝子の同定等を行うとともに、予防・治療法や創薬につなげるための手法を開発する。</li> <li>○ 2010年までに、がん、糖尿病などの生活習慣病や難病の治療・診断法を開発するための基盤を蓄積し、臨床研究につなげる。特に、生活習慣病に関しては、遺伝要因と環境要因に応じた疾患の原因を探求することにより、新たな予防・治療法へつなげる。</li> <li>○ 2010年までに、早期がん、難治性がん等の疾患の本態や病態変化を解明し、疾患の早期発見と悪性度の早期診断を実現する技術を開発する。</li> <li>○ 2010年までに、がんに関する基礎研究を臨床研究に橋渡しするための体制を整備し、新たな治療法等を確立し、実用化を可能とする。</li> <li>○ 2010年までに、がん、糖尿病などの生活習慣病や難病の治療・診断法を開発するための基盤となる治験を蓄積し、臨床研究に繋げる。基盤の蓄積により、我が国で生み出された基礎研究成果を活用・育成することにより、臨床研究を経て、実用化（創薬等）を目指す。また、我が国で生み出された基礎研究成果からトランスレーショナルリサーチにより、実用化を可能とする。</li> <li>○ 2015年頃までに、疾患メカニズムの解明の加速、診断機器の高度化等による創薬プロセスの高度化を実現するとともに、個人の特性を踏まえた、生活習慣病等の予防・早期診断・先端的な治療技術や、難病の早期診断・先端的治療技術を可能にする。</li> </ul>
成果目標	◆ 2015年頃までに、生活習慣病改善のための施策の実施とともに、生活習慣病予防や治療に資する科学技術の開発を推進し、がん

	<p>の罹患率や生存率、心疾患及び脳卒中の死亡率、糖尿病の発生率を改善させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 2015 年頃までに、がん、循環器疾患、糖尿病、腎疾患等の早期診断法、革新的治療法、悪性中皮腫の診断・治療法を可能とする。</li> <li>◆ 2020 年頃までに、国民のニーズにあった新しい診断法・治療法の臨床現場への提供を実現する。</li> </ul>
--	---

戦略重点科学技術の該当部分	標的治療等の革新的がん医療技術
「研究開発内容」のうち、本事業との整合部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん予防に資する、がんの超早期発見技術などの研究</li> <li>・がん患者の生活の質に配慮した低侵襲治療や標的治療などの治療技術の研究</li> <li>・がんの生存率を向上させる標準的治療法の研究</li> </ul>
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 臨床研究推進のための体制整備</li> <li>(4) 成果に関する国民理解の促進</li> <li>(5) 医療における IT の活用</li> </ul>

(2) イノベーション 25 との関係（該当部分）

5つの社会像	1. 生涯健康な社会		
中長期的に取り組むべき課題	1) 生涯健康な社会形成 ②治療重点の医療から予防・健康増進を重視する保健医療体系への転換		
早急に開始すべき社会還元加速プロジェクトとの関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生涯健康な社会」を目指して 失われた人体機能を補助・再生する医療の実現</li> <li>・「多様な人生を送れる社会」を目指して 高齢者・有病者・障害者への先進的な在宅医療・介護の実現</li> </ul>		
研究開発ロードマップにおける該当箇所			
(分野) ライフサイエンス分野	戦略重点科学技術	2010 年頃までの研究目標（第 3 期科学技術基本計画期間）	2011 年以降の研究目標（第 4 期以降）
標的治療等の革新的がん医療技術	がんの予防・診断・治療の研究開発	創薬プロセスの高度化を実現し、個人の特性を踏まえた、がんの予防・早期診断・先端医療技術の実現	
臨床研究・臨床への橋渡し研究	がん、免疫・アレルギー疾患、生活習慣病、骨関節疾患、腎疾患、膵臓疾患等の予防・診断・治療の研究開発		個人の特性を踏まえた、生活習慣病や難病の予防・早期診断・先端医療技術の実現化
臨床研究・臨床への橋渡し研究	生活環境・習慣と遺伝の相互関係に基	個人の特性に応じた治療や創薬に資するよう、	効率的・効果的な新規医療システムの基盤

	ついた疾患解明及び予防から創薬までの研究開発	我が国における主要疾患の関連遺伝子の同定や予防・治療法や創薬につなげるための手法の開発	を確立し、革新的な医療技術の成果の国民への迅速な還元を実現 個人の特性を踏まえた、生活習慣病等の予防・早期診断・先端的な治療技術や、難病の早期診断・先端的治療技術を確立
臨床研究・臨床への橋渡し研究	治験を含む新規医療開発型の臨床研究	我が国で生み出された基礎研究成果を基にしたトランスレーショナルリサーチ（臨床への橋渡し研究）による、がん、糖尿病等の治療・診断法の実用化	国民のニーズに合った新しい診断法・治療法の臨床現場への提供の実現
臨床研究・臨床への橋渡し研究	がん、免疫・アレルギー疾患、生活習慣病、骨関節疾患、腎疾患、膵臓疾患等の予防・診断・治療の研究開発		個人の特性を踏まえた、生活習慣病や難病の予防・早期診断・先端医療技術の実現化

(3) 新健康フロンティア戦略との関係（該当部分）

部	1. 国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康対策 2. 新健康フロンティア戦略を支援する家庭・地域・技術・産業
項目	2. 女性を応援する健康プログラム（女性の健康力） 4. がん対策の一層の推進（がん克服力） 2. 人間の活動領域の拡張に向けた取り組み（人間活動領域拡張力）
対策	第1部 2(3)「女性のがん」への挑戦 ①乳がん対策、②子宮がん対策、③安心して利用しやすい検診体制、④がん患者に対する支援、⑤がんの研究等 4(1)がんの早期発見の推進 ①「安心・身近な」がん検診の普及推進 (2)がん医療の提供体制の充実 ①オペ(手術)中心の治療から集学的治療への転換の推進 ②除痛、緩和ケアの推進と生活の質(QOL)の確保 ③地域のがん治療体制の整備 第2部 2②先進的予防・診断・治療技術の開発 ③在宅医療技術の総合開発

(4) 事業の内容（新規・一部新規・継続）

我が国の死亡原因の第1位であるがんについて研究、予防及び医療を総合的に推進することにより、がんの罹患率と死亡率の激減を目指した「第3次対がん10か年総合戦略」が、平成16年度からスタートしたことを受け、第3次対がん総合戦略研究部分では、がんの本態解明の研究やその成果を幅広く応用するトランスレーショナルリサーチを含む先端的研究を行い、がんの発生・病態の臨床的特性に関する基礎的研究、がんの革新的な予防・診断・治療技術の開発、QOL向上に資する革新的な医療技術の開発等に取り組んでいく。また、がん臨床研究部分では、科学的根拠に基づいた標準的治療法の確立に資する多施設共同臨床試験を推進するとともに、がん医療水準の均てん化に資する研究に取り組んでいく。また、平成20年度においては、日中間等の国際共同研究にも積極的に取り組んでいく。

(5) 平成20年度における主たる変更点

国立がんセンターに、平成18年度から第3次対がん総戦略研究部分について、平成19年度からがん臨床研究部分について研究費補助金の配分機能を試行的に移管しており、同がんセンターがん対策企画課研究企画室が中心となり運営しているところである。利益相反の課題に対しては、引き続き下記の取り組みにより、透明性の確保について十分に配慮していく。

- ・研究企画・事前評価委員会、中間・事後評価委員会の2/3以上は国立がんセンター以外の施設に属する委員により構成される旨の規定を設けている。
- ・課題の評価の際には、同一研究機関の研究者が応募している場合等利害関係があると判断される場合には、評価に参加しない旨の規定を設け、委員会開催の際には、利益相反が存在しないことの証明書をとっている。
- ・委員会委員は、主任研究者、分担研究者を問わず公募課題に応募できない旨を規定している。

(6) 他府省及び厚生労働省内での関連事業との役割分担

関連する事業としては、「がん研究助成金」（医政局国立病院課）、「がんトランスレーショナルリサーチ事業」（文部科学省研究振興局ライフサイエンス課）がある。

- ・がん研究助成金事業は、がん対策推進基本計画及び第3次対がん10か年総合戦略等に示されている、我が国のがん対策における国立がんセンターの使命を着実に果たすため、我が国のがん研究にとって貴重な研究資源の維持や、我が国のがん研究の効率化、相互調整等に係る、公共的性格の強い研究（例えば、長期かつ大規模の集団観察研究、多施設共同臨床研究の調整、支援など）を主な対象として補助を行っている。
- ・「がんトランスレーショナルリサーチ事業」は、基礎研究成果からのシーズを臨床試験・治験へ導入する課程を支援する。
- ・一方、「第3次対がん総合戦略研究」では、実際のがん診療等の現場の問題から求められる技術革新に取り組もうとするニーズアプローチにより研究が推進されている。現場のニーズから採択される基礎的研究の成果を、トランスレーショナルリサーチとして革新的な予防・診断・治療技術に結実させることを目的とし、さらに、がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備、QOLの維持向上等に資する研究や、効果的治療法等の開発に関する研究を進め、臨床の現場に直結した成果を得ることにより、がんの罹患率と死亡率の激減を目指すものである。

(7) 予算額 (単位: 百万円)

H16	H17	H18	H19	H20 (概算要求)
4, 633	4, 865	5, 528	6, 178	未定

(8) 18年度に終了した本研究事業で得られた成果

第3次対がん総合戦略研究事業において、がんの本態解明の研究、その成果を幅広く応用するトランスレーショナル・リサーチ、革新的な予防・診断・治療法の開発を推進しているところであるが、ジェネティック・エピジェネティックな遺伝子異常の解析に基づく発がんのリスク評価、ヒトがんで高頻度に変異している遺伝子を標的とした新たな治療法の開発、プロテオームやグライコームの解析等を用いたがんに関する個別化医療の開発に取り組むとともに、難治がんである膵がんの血漿腫瘍マーカーの同定、食道がん等の治療感受性予測マーカーの同定、新しいがん化学予防剤 (HCV 増殖阻害剤、高脂血症改善薬) の開発、新しい発想の化学療法剤、SN-38 内包ミセル、キガマイシンの開発、手術不能頭頸部がんに対する新規放射線化学療法の開発、患者の QOL を重視した治療法の開発等を進めた。また、標準的治療法の確立に向けた多施設共同臨床研究の実施、悪性中皮腫登録システムの開発、がん医療水準の均てん化に資するがん診療連携拠点病院の機能やがん医療の専門スタッフの育成のための知見の集積を行った。

## 2. 評価結果

(1) 研究事業の必要性

我が国において、がんは死因の第1位であり、国民の健康に対する大いなる脅威となっており、がんの罹患率と死亡率の激減を目指した「第3次対がん10か年総合戦略」が策定され、平成16年度からスタートしたところである。

総合科学技術会議においては、がんが国民の健康に対する大いなる脅威となっていることを受け、分野別推進戦略 (第3期科学技術基本計画) における「戦略重点科学技術」に、がんに関する研究が「標的治療等の革新的がん医療技術」として選定され、予防・診断・治療技術の向上、標準的治療法の確立、地域格差の解消を目指したがん医療水準の向上・均てん化に資するものが重点的に推進していく研究として定められた。

平成19年4月にとりまとめられた「新健康フロンティア戦略」では、「がん対策の一層の推進 (がん克服力)」として、がんの早期発見の推進、がん医療提供体制の充実、「女性を応援する健康プログラム (女性の健康力)」として、女性のがんへの挑戦が掲げられ、これらの対策を進めていくための研究が求められている。

さらに、平成19年4月に「がん対策基本法」が施行されたところであり、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念の一つに、がんに関する研究の推進が定められ、基本的施策として、「がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究」の促進が求められている。政府は、がん対策基本法に基づき、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年度から平成23年度までの5か年を対象として、がん対策推進基本計画を策定したところであり、本基本計画においては、がん対策をより一層推進させていくために、今後取り組むべき研究が定められている。

これらの状況を踏まえて、がん対策に資する研究の一層の充実を図る必要がある。

(2) 研究事業の効率性 (費用対効果にも言及すること)

戦略重点科学技術の一つである「標的治療等の革新的がん医療技術」を担う本研究事業は、

研究開発投資の効果的・効率的推進を目指した科学技術の戦略的重点化の方針に沿って、基礎から臨床分野まで、一貫した研究を推進することで事業全体を効率化し、戦略的に高水準の評価能力・計画性を実現するものである。

また、がんによる日本人の年間死亡総数は32万人以上にも上り、日本人の3人に1人ががんで死亡する状況において、がんの罹患率や死亡率を減らし、がん患者の療養の質の向上に資するがん研究の推進は、国民に対して大きく貢献するものである。

さらに、最新のがん医療に関する情報など、国民に必要とされる情報を、一般向けにシンポジウムの開催などを通じて適切に、わかりやすい言葉で提供することについても、重点的に資源投入している。

### (3) 研究事業の有効性

公募を行い、申請されてくる課題に対して、研究企画・事前評価委員会による審査では、「専門的・学術的観点」と「行政的観点」の両面から課題を採択し、中間・事後評価委員会では毎年課題の目標がどの程度達成されたかにつき厳正に評価を行い、その有効性について十分に検討した上で、研究費の配分を行っている。

さらに、これらの事項については企画運営会議においても検討され、了承されている。

### (4) 研究事業の計画性

我が国の死亡原因の第一位であるがんについて、第3次対がん総合戦略研究部分では、重点研究分野として7分野を定め、10年をⅠ期（3年）、Ⅱ期（3年）、Ⅲ期（4年）に分け、長期的な計画に基づいて研究目標の達成に向けて研究を実施している。がん臨床研究部分では、臨床研究により効果的な治療法の開発を進めるとともに、根拠に基づく医療の推進を図るため、質の高い大規模な臨床研究を計画し実施しており、今後その成果が出てくる予定となっている。また、全国的に質の高いがん医療水準の均てん化の推進に資する研究課題を計画的に設定し、着実に成果を得られる研究を優先的に採択し、がん対策を強力に推進する。

### (5) 分野別推進戦略の研究開発目標、成果目標の達成状況（18年度からの継続課題について）

第3次対がん総合戦略研究事業は、分野別推進戦略（第3期科学技術基本計画）における「戦略重点科学技術」及び「重要な研究開発課題」が目指している目的に合致するものである。本研究事業においては、基礎研究の成果を臨床に生かすトランスレーショナルリサーチも着実に進行し、がんの標準的治療法の確立を目的とした多施設共同臨床研究も、各研究班ともに症例数を確実に増やしており今後の解析結果が待たれるところである。さらに、がん医療水準の均てん化を推進していくための研究も進み、院内がん登録に関する研究等の成果は、がん診療連携拠点病院等を通じて施策に生かされているところである。本研究事業は、計画性を持って実施され、着実にがん対策に資する成果を生み出しており、今後も研究開発目標、成果目標の達成を目指して、研究を推進していく。

### (6) その他：特記なし

## 3. 総合評価

我が国において、がんは死因の第1位であり、国民の健康に対する大いなる脅威となっており、総合科学技術会議では、がんに関する研究を「標的治療等の革新的がん医療技術」として、第3期科学技術基本計画における「戦略重点科学技術」として定めており、がんの罹患率や死亡率を減らすために、これに資する研究を強力に推進する必要があるとしている。

また、がん対策のより一層の充実を図り、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成18年6月16日に「がん対策基本法」が成立し、平成19年4月1日に施行されたところであり、その基本的施策として、「国および地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、ならびにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする」と記されている。さらに、がん対策基本法に基づき平成19年6月に策定された「がん対策推進基本計画」においては、がん対策をより一層推進させていくために必要な今後取り組むべき研究が定められたところである。

「標的治療等の革新的がん医療技術」が、第3期科学技術基本計画における「戦略重点科学技術」として定められ、また、「がん対策基本法」が成立し、「がん対策推進基本計画」が閣議決定された。がん医療を飛躍的に発展させ、更なるがん対策を推進していく原動力となるのは、がんに関する新たな知見や、革新的ながん医療技術の開発であり、がん医療水準の向上に資する研究である。がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっていること等、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、今後より一層、がんに関する研究を推進していく必要がある。がんの本態解明の研究やその成果を幅広く応用するトランスレーショナル・リサーチ、革新的な予防、診断、治療法の開発、臨床研究により根拠に基づく効果的な治療法の開発、全国的に質の高いがん医療水準の均てん化の推進に資する研究等を推進していく「第3次対がん総合戦略研究事業」は極めて重要な研究事業といえる。また、平成20年度においては、日中間等の国際共同研究にも積極的に取り組んでいくことにより、国際的ながん対策にも資する研究についても推進していく。

#### 4. 参考（概要図）

### がん研究の推進について

#### 研究の必要性

- がんは、昭和56年からわが国の死亡原因の第1位となり、現在では年間約33万人（平成17年人口動態統計）の国民が亡くなり、日本人の3人に1人ががんで死亡しており、がんは国民の生命および健康にとって重大な問題となっている。
- がん対策を更に推進していくための原動力となるのは、革新的な予防法・診断法・治療法の開発等のがんに関する新たな知見の創出、科学的知見に基づく適切ながん医療を全国どこでも受けることができる体制の整備につながる標準的治療法の確立及びがん医療水準の向上に資する研究である。
- このため、がん対策に資する研究を推進していくとともに、その研究の成果を広く普及・活用することにより、がんによる死亡者の減少、がん患者の苦痛の軽減等に資する施策に発展させていかなければならない。

#### がん研究に関連する施策

##### 第3次対がん10か年総合戦略

がんの罹患率と死亡率の激減を目指し、一層の医療技術等の研究開発や予防対策の推進に加え、一部の地域や施設での導入にとどまっている累次の対がん戦略で得られた医療技術等の成果を、全国的に普及していく。

##### 第3期科学技術基本計画

戦略重点科学技術に、がんに関する研究が「標的治療等の革新的がん医療技術」として選定され、予防・診断・治療技術の向上、標準的治療法の確立、地域格差の解消を目指したがん医療水準の向上・均てん化に資するものを重点的に推進していく。

##### 新健康フロンティア戦略

「がん対策の一層の推進（がん克服力）」として、がんの早期発見の推進、がん医療提供体制の充実、「女性を応援する健康プログラム（女性の健康力）」として、女性のがんへの挑戦、「人間の活動領域の拡張に向けた取り組み（人間活動領域拡張力）」として、先進的予防・診断・治療技術の開発が掲げられ、これらに資する研究を推進していく。

##### イノベーション25

「生涯健康な社会」を実現するために、がんを克服するための研究を推進していく。

##### がん対策推進基本計画

平成19年4月に施行された「がん対策基本法」においては、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発、その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する研究を推進していく。また、本法律に基づいて策定される「がん対策推進基本計画」においては、全体目標として「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」が定められ、がん対策をより一層推進させるために、今後取り組むべき研究についても盛り込まれているところであり、これらを推進していく。